

検査の流れ



生体検査： 獣畜の生前の状態について異常の有無を検査します。

異常が認められず、食用としてとさつすることが適当と判断される場合、とさつを開始します。



解体前検査： とさつ時、解体前に放血の性状等の検査を行い、異常の有無を確認します。問題がなければ、とさつされた獣畜の解体を開始します。



解体後検査： 解体された獣畜の枝肉や内臓肉を検査します。食用として不適当な異常が認められた場合、その一部または全部を廃棄します。



解体後検査（豚）



解体後検査（牛）



精密検査：枝肉や内臓肉の詳しい検査を行う必要がある場合、合否を一時保留して精密検査を実施します。

検査の結果、食用として不相当と判断された場合は廃棄されます。

BSE検査：精密検査の一つに BSE 検査があります。

24 か月齢以上の牛のうち、生体検査で原因不明の神経症状又は全身症状を示し、疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断される場合に実施されます。



検印：と畜検査に合格した枝肉や内臓肉には検印が押印され、食肉として出荷されます。